○厚生労働省令第百四十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（大麻草から製造される製品） **第一条**　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一項第一号に規定する麻薬をいう。）に該当しないもの又は指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する指定薬物をいう。）を含有しないものに限る。）とする。 一　飲食料品 二　化粧品 三　建築用資材その他の資材 四　嗜好品 五　飼料 六　肥料 七　燃料 （第一種大麻草採取栽培者の免許の申請） **第一条の二**　法第五条第一項の規定により第一種大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第三条、第四条、第七条、第七条の三及び第八条（第五項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。 一～十三　（略） （法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者） **第二条**　法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （第一種大麻草採取栽培者名簿の記載事項） **第三条**　法第六条第一項に規定する第一種大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　法第十二条の六第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日	（新設）
	（大麻草採取栽培者の免許の申請） **第一条**　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第三条、第四条、第七条及び第八条（第五項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。 一～十三　（略） （法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者） **第二条**　法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （大麻草採取栽培者名簿の記載事項） **第三条**　法第六条第一項に規定する大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　法第十二条の三第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日